

20監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成20年2月19日に福岡市長から出資団体及び公の施設の指定管理者の監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年4月24日

福岡市監査委員	妹尾俊見
同	市木 潔
同	竹本忠弘
同	福田 健

1 監査結果と措置の件数

19 監査公表第17号（平成19年9月6日付 福岡市公報第5482号 公表）分

・・・・・・・・ 3件

2 講じた措置の内容 以下のとおり

(出資団体監査)

1 博多港ふ頭株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>(工事監査)</p> <p>ア 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 18 年度「I C C T 拡張 C Y 制限区域フェンス設置工事」 (契約金額 955 万 5,000 円)</p> <p>本工事において、工事請負契約書第 4 条第 1 項に規定する工事完成保証人がたてられていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(業務課) (港湾局所管)</p>	<p>工事請負契約書第 4 条及び工事等契約事務要領の規定を見直し、適正に契約事務を行うように指導した。</p> <p>なお、上記指導を受けて博多港ふ頭株では、契約事務要領の中に、契約審査委員会で保証人が必要と認められた場合には契約時に保証人を立てさせる旨を追記し、今後全社員を対象に研修を行うなど、周知徹底を図っていく予定である。</p>
<p>イ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 18 年度「小戸ヨットハーバー係留施設補修工事」 (契約金額 1,470 万円)</p> <p>本工事において、工事請負契約書第 4 条第 1 項に規定する工事完成保証人がたてられていなかった。また、同第 31 条第 1 項に規定する請負者からの工事完成の通知及び、同条第 2 項に規定する請負者への検査結果の通知が行われていなかった。</p> <p>今後は、適正な契約事務及び施工管理に努められたい。</p> <p>(業務課) (港湾局所管)</p>	<p>工事完成保証人については工事請負契約書第 4 条及び工事等契約事務要領の規定を見直し、適正に契約事務を行うように指導した。</p> <p>請負者からの工事完成の通知及び請負者への検査結果の通知については適正に実施するように指導した。</p> <p>なお、上記指導を受けて博多港ふ頭株では、契約事務要領の中に、契約審査委員会で保証人が必要と認められた場合には契約時に保証人を立てさせる旨を追記し、今後全社員を対象に研修を行うなど、周知徹底を図っていく予定である。</p>

(公の施設の指定管理者監査)

1 イオンディライト株式会社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>管理運営業務の適正な事務処理について注意を求めるもの</p> <p>市営築港駐車場及び市営大橋駐車場に係る公の施設の管理運営業務においては、その経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう、基本協定書で規定されている。しかしながら、平成18年度の同管理運営業務においては、当該業務に係る経理がまったく区分整理されていなかった。</p> <p>管理運営業務に当たっては、基本協定書で規定する内容を遵守の上、適正に事務処理されたい。</p> <p>(土木局所管)</p>	<p>市営築港駐車場及び大橋駐車場の管理運営業務に係る経理の状況の明確化については、イオンディライト株式会社において、駐車場毎の経理簿を作成し、常に明らかにできるように是正したことを確認した。</p>